

石垣市サンゴ保全庁内連携チーム設置要綱

(目的及び設置)

第1条 この要綱は、全庁横断的な組織体制のもとでサンゴ礁生態系の劣化をもたらしている環境負荷を低減させる新たな政策提案や施策の推進等によりサンゴ礁生態系の保全を図るとともに、持続可能な環境資源として利活用していくことを目的として、石垣市サンゴ保全庁内連絡チーム（以下「サンゴ保全チーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 サンゴ保全チームは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) サンゴ保全に資する陸域負荷対策の具体的施策提案に関すること。
- (2) サンゴ保全のための市民啓発活動に関すること。
- (3) サンゴ保全施策を実施する各部署との情報共有に関すること。
- (4) その他庁内横断的に取り組む必要のあるサンゴ保全に関すること。

(庁内連絡協議会)

第3条 サンゴ保全チームに庁内連絡協議会を置き、庁内連絡協議会の委員は、企画政策課長、観光文化課長、環境課長、農政経済課長、畜産課長、水産課長、下水道課長及び学校教育課長とする。

- 2 庁内連絡協議会に議長及び副議長を置き、議長に環境課長を、副議長に企画政策課長をもって充てる。
- 3 議長は、庁内連絡協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 庁内連絡協議会は、議長が招集し、これを主宰する。
- 6 庁内連絡協議会において、議長が必要であると認める場合、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 7 委員は、やむを得ない事由により会議に出席できないときは、代理人を選任し、その職務を行わせることができる。

(ワーキンググループ)

第4条 庁内連絡協議会にワーキンググループを置き、ワーキンググループのメンバーは、庁内連絡協議会を構成する各課の職員で構成し、各課の長が指名する。

- 2 ワーキンググループにリーダーを置き、リーダーに環境課自然環境係長をもって充てる。
- 3 リーダーは、ワーキンググループを代表し、会務を総理する。
- 4 ワーキンググループは、リーダーが招集し、議長を務める。
- 5 ワーキンググループは、庁内連絡協議会における議案及び報告事項について調査検討を行う。

6 ワーキンググループにおいて、リーダーが必要であると認める場合、メンバー以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 サンゴ保全チームの庶務は、市民保健部環境課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、サンゴ保全チームの運営に関し必要な事項は、庁内連絡協議会の議長が庁内連絡協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。